

金文通解

柞伯簋

村上幸造

キーワード 大射 小子 小臣 賢獲 柞伯 見(獻) 宐(寵)

四八六、頁三七一

器名 柞伯簋

② 『新收』…鍾柏生等編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』(藝文印書館、二〇〇六年) 七六、頁六七

時代 西周早期。康王期(①王・姜・袁)、昭王穆王期(③李學勤)

③ 『銘圖』…吳鎮烽『商周青銅器銘文暨圖像集成』(上海古籍出版社、二〇一二年) 五三〇一、第十一卷・頁四四七

出土

『集成』…中國社會科學院考古研究所『殷周金文集成(修訂增補本)』(中華書局、二〇〇七年) には、未収。

一九九三年、河南省平頂山市の應國墓地第二四二号墓から出土。この墓からは、この簋を含めて鼎・簋・觶が各二件、尊・爵・卣各一件と、他に銅の車馬器・銅の兵器・玉器・陶器など、合わせて四三件が出土した。うち銘文をもつのはこの〈柞伯簋〉と〈宐鼎〉であり、墓主は宐と考えられる。以上、①應國墓地による。

收藏 河南省文物考古研究所

① 王龍正・姜濤・袁俊傑「新發現的柞伯簋及其銘文考釋」(『文物』一九九八年第八期)

著録

② 李學勤「柞伯簋銘考釋」(『文物』一九九八年第十一期)

④ 『近出』…劉雨・盧岩編『近出殷周金文集録』(中華書局、二〇〇二年)

③ 徐錫臺「應、申、鄧、柞等國銅器銘文考釋」(『容庚先生百年誕辰紀念文集』(古文字紀念專號) 廣東人民出版社、一九九八年)

- ⑤ 陳劍「柞伯簋銘補釋」(『傳統文化與現代化』一九九九年第一期)、後に『甲骨金文考釋論集』(新華書店、二〇〇七年四月)に再録
- ⑥ 劉雨「近出殷周金文綜述」(『故宮博物院院刊』二〇〇二年第三期)、後に『金文論集』(紫禁城出版社、二〇〇八年五月)に再録
- ⑦ 馮時「柞伯簋銘文剩義」(『古文字研究』第二四輯、二〇〇二年七月)、後に『古文字與古史新論』(台灣書房、二〇〇七年七月)に再録
- ⑧ 涂白奎「周天子尊諸侯之稱與柞伯簋相關問題」(『史學月刊』二〇一一年第十期)
- ⑨ 袁俊傑「再論柞伯簋與大射禮」(『華夏考古』二〇一一年第二期)、後に『平頂山應國墓地Ⅰ』(大象出版社、二〇一二年七月)第六章・第五節に再録
- ⑩ 高澤浩一編『近出殷周金文考釋』一(研文出版、二〇一二年)柞伯簋
- ⑪ 河南省文物考古研究所・平頂山市文物管理局『平頂山應國墓地Ⅰ』(大象出版社、二〇一二年七月)第二章・第三節、二四二號墓—无墓(M二四二)【⑪應國墓と略す】
- ⑫ 張影舒「從柞伯簋形制看草原文明與中原文明的互助」(『寶鷄文理學院學報』(社会科学版)二〇一二年、第三二卷・第三期)
- ⑬ 張惠祥・張佳・朱志斌「柞伯簋銘文射禮簡析」(『體育文化導刊』二〇一三年第五期)
- ⑭ 袁俊傑『兩周射禮研究』(科學出版社、二〇一三年一月)、特に第二章・第一節・一「西周金文中の大射禮」、および第二章附録二・一「甲骨金文射禮文辭“獲”與“無廢矢”疏解」
- ⑮ 張良「柞伯簋銘文補釋」(『河南科技大學學報』(社会科学版)第三六卷第一期、二〇一八年)、および「柞伯簋與西周射禮補釋」(『出土文獻』第十三輯、二〇一八年)、「論文名が異なるが同文」
- ⑯ 張海波「柞伯簋銘文新釋」(『北方文物』二〇一八年第三期)
- ⑰ 蘇浩浩「柞伯簋銘補釋及相關問題研究」(『殷都學刊』二〇一九年第四期)

參考文獻

- 射禮および祭祀儀禮(考釋に挙げたものを除く)
- ⑱ 劉雨「西周金文中的射禮」(『考古』一九八六年第二期)。後に『金文論集』(紫禁城出版社二〇〇八年)に再録。
- ⑲ 小南一郎「射の儀禮化をめぐる」(小南一郎編『中國古代禮制研究』(京都大學人文科學研究所、一九九五年)
- ⑳ 宋鎮豪「從新出甲骨金文考述晚商射禮」(『中國歷史文物』二〇〇六年第一期)
- ㉑ 佐藤信彌『西周期における祭祀儀禮の研究』(朋友書店、二〇一四年)第三章・第二節、頁九六—一〇一。
- ㉒ 楊華・要二峰「商周射禮研究及其相關問題—兼評袁俊傑著《兩周射禮研究》」(『史學月刊』二〇一五年第二期)
- ㉓ 連秀麗「西周青銅銘文射禮研究」(『湖南大學學報』(社会科学版)二〇一九年第六期)
- ㉔ 嚴嘉嵐「先秦時期射禮研究綜述」(『文化學刊』二〇二〇年第八期)
- ㉕ 丸山啓樹「作册般龜」(『漢字學研究』第二號、二〇一四年)

その他

- ②6 木村秀海「甲骨文・金文の小臣について」(『人文論究』第五三卷第四號、二〇〇四年)
- ②7 葛英會「說甲骨文中的“𠄎”字」(『紀念王懿榮發現甲骨文一百周年論文集』齊魯書社二〇〇〇年)
- ②8 木村秀海「西周金文に見える小子について―西周の支配機構の一面」(『史林』六四卷六號、一九八一年)
- ②9 嚴志斌「關於商周“小子”的幾點看法」(『三代考古』二〇〇四年第一期)
- ③0 朱鳳翰『商周家族形態研究』(天津古籍出版社、二〇〇四年)
- ③1 周寶宏「西周金文詞義研究(六則)」一、釋柞伯簋“王遲赤金十飯”之遲(『古文字研究』第二五輯、二〇〇四年十月)
- ③2 王輝「創辟創新 求真求實―讀《平頂山應國墓地I》」(『華夏考古』二〇一四年第二期)
- ③3 任雪莉・王莉「幾例罕見的改製銅器」三、柞伯簋(『文博』二〇一六年第六期)
- ③4 武振玉『兩周金文虛詞研究』(綏裝書局、二〇一〇年)
- ③5 裘錫圭「甲骨文中に見る視」(『紀念殷墟甲骨文發現一百周年國際學術研討會論文集』文史哲出版社、一九九九年)
- ③6 王愼行「從人形古文字零釋」五、釋見(『殷都學刊』一九九一年第一期)、および「乙卯尊銘通釋詮論」(『古文字研究』第十三輯、一九八六年)、後に共に『古文字與殷周文明』(陝西人民教育出版社、一九九二年十二月)に再録

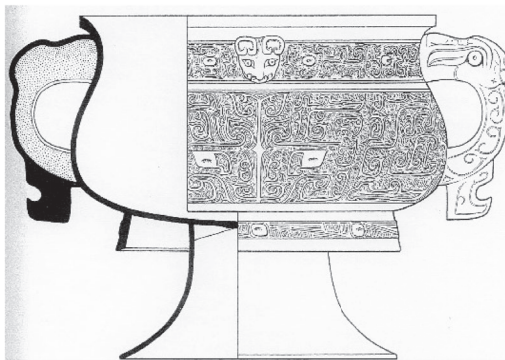
器制

口は外に広がり、その縁は四角い。頸部が内にくびれ、鼓形の腹部が下に垂れている。腹部に一對の龍首形の耳があり下部に垂珥が附く。浅い圈足の下に喇叭形の臺座がある。

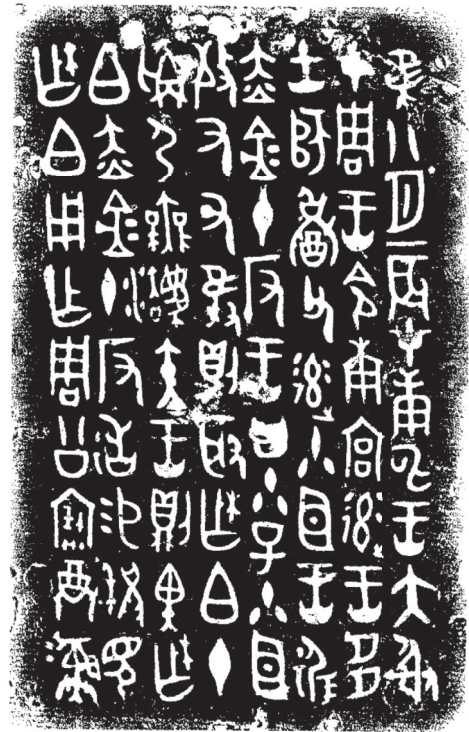
頸部には細かい雷紋を地とする凸目夔龍紋が二組あり、それぞれ四つの夔龍紋が浮彫の獸首を中心にして對稱的に兩側に並ぶ。腹部の裝飾は、二組の細かい雷紋を地とする凸目獸面紋であり、各組の左右兩側に二つの對稱的夔龍紋を配する。耳の上端には龍首があり、下部の兩側に陰線のC字形の卷雲紋を飾り、耳部全體は龍が長い舌を垂らして内に彎曲させているのを象る。圈足部は横向きの三角形の凸目蟬紋が取り巻いている。喇叭形の臺座には紋様がない。このことから③任雪莉・王莉は、臺座は後に改めて接合されたとみている。

通高16.5cm、口径17cm、下部の直径は13.4cm、重量1500g。

銘文は内部の底に鑄込まれ、八行、七四字。字體は明瞭である。



①①應國墓



銘文

佳(惟) 八月辰才(在) 庚申、王大射
 才(在) 周、王令(命) 南宮達(率) 王多
 士、師魯父達(率) 小臣、王得(遲・遲)
 赤金十反(鉞)、王曰、小子、小臣、
 敬、又(有) 又(敗・賢) 隻(獲) 則取、柞白(伯) 十
 再(稱) 弓、無灋(廢) 矢、王則畀柞
 白(伯) 赤金十反(鉞)、佶(延・誕) 易(錫) 祝見(獻)、
 柞白(伯) 用作(作) 周公寶尊彝、

佳(惟) 八月辰才(在) 庚申、王大射才(在) 周、

射禮の形式について、②王龍正・袁俊傑・廖佳行は次のようにいう。
 まず「射牲」と「射侯」に分け、的中することを「獲」と稱する。
 射牲は射牢ともいい、場所は辟雍であり、文献には「習射」と稱
 する。

射侯は射藝を競うものであり、はじめ「張獸皮而射之」、「主皮之
 射」あるいは「貫革之射」といった。後に獸皮で侯【つまり「的」
 を作りまた侯を飾った。『儀禮』大射儀には、侯に大侯・參侯・
 干侯があると記載する。射侯を文献は「禮射」と稱する。天子が
 地方を巡狩して臨時に行う射禮の他、射侯の場所は一般に学校で
 ある。天子(あるいは諸侯)が行う大射禮は、貴族大學である射
 宮(あるいは射廬という)で舉行された。

次に射禮を行う目的について、四種挙げる。一、射技を奨励し狩と戦
 争に備える。二、天子が大祭の前に祭祀に參與する者を選ぶ。三、天
 子と諸侯との繋がりを強化する手段の一つ。四、貴族大學および郷學
 の學生の射藝を検査することで、文献の「視學」である。

この「大射」について、④袁俊傑は傳世文献の記載五例を注疏とと
 もに引く。その鄭玄注は諸侯や天子が祭祀の前に助祭者を選ぶために
 行った射禮とする。しかしこの銘文に祭祀への言及はない。金文の「大
 射」の用例にはもう一つ〈義盃蓋〉(集成 9453 西周中期)があるが、
 それも祭祀とは無関係である。

大射という名稱の由来について④袁俊傑は、二説あるとして、一、

大學で舉行されたからであり、郷學で行われたものは「郷射」という。

二、大掛かりな射禮、また王が主催する射禮をいう。特に『儀禮』大射には「大射之儀」とあり、禮と稱さず儀と稱しているのを賈公彥は、「威儀多きの故」と説く。ただし特に王が參加する射禮は「王射」と稱し、〈麥方尊〉〈令鼎〉に見える。そして⑥劉剛が、周王が舉行した射禮のみ「大射儀」と稱したのであろう、と述べたことを引く。祭祀の前であれば助祭者を選抜するためであり、祭祀が行われないのであればただの射禮であり、別の目的があり一概には論じられないと結ぶ。また⑤張良は、西周の天子が舉行した射禮に三種、つまり大射・賓射・燕射があるとして、『禮記』射儀の孔穎達の疏を引く、

凡天子諸侯及卿大夫禮射有三、一為大射、是將祭擇士之射、二為賓射、諸侯來朝、天子入而與之射也、或諸侯相朝而與之射也、三為燕射、謂息燕而與之射、

とある。「大射」は同じく「將に祭らんとして士を擇ぶの射」であり、「賓射」は來朝した諸侯との射、「燕射」は宴會の餘興の謝禮である。さらに續けて『周禮』司裘の「王大射」につけた孫詒讓『周禮正義』、王與諸侯諸臣、射於大學、其例大於賓射・燕射・鄉射、故謂之大射也、を引き、賓射や燕射と比べて、大射に參加する貴族の身分が比較的高く、人数も多く、禮節がさらに複雑であるので、「大」と稱したとする。以上、「大射」とは周王が舉行する大規模な射禮のことを指し、文獻の記載とは異なる。

「周」は、宗周・鎬京であろう。

王令（命）南宮達（率）王多士、師魯父達（率）小臣、

王に命ぜられて南宮が「王の多士」「王族の子弟」を引率し、師魯父が「小臣」「大官を除く官僚」を引率した。

「南宮」について、①王龍正・姜濤・袁俊傑は、三種の解釋があるとして、

一、王の太子あるいは王子の一人。
二、南宮适（あるいは括に作る）の氏の名。『論語』に見え、『史記』仲尼弟子列伝に載る。

三、官職名として、『周禮』の宮官。

を挙げ、第三の官職名が妥當であるとして、『周禮』天官にいう宮伯に當るとする。そうして、

宮伯は、「王宮之士庶子」を所管するので、貴族学校の行政長官か教官の一であろう。南宮の名稱は、〈保侃母簋〉〈中方鼎〉〈中卣〉等にも見え、これら器銘上の南宮と、『尚書』顧命の康王即位時の南宮毛と、同一人物である。という。

『尚書』顧命に、成王が崩じると、「太保命仲桓・南宮毛、俾爰齊侯呂伋、以二千戈・虎賁百人逆子釗於南門之外」【太保仲桓・南宮毛に命じ、齊侯呂伋に爰いて、二千戈・虎賁百人を以て、子の釗を南門の外に逆へ俾む／太

保は仲桓・南宮毛に命じて齊侯呂伋に従い、干戈の二つを持ち虎賁百人を率いて、王子の釗を南門の外に逆えさせた」とある。王子の釗が即位して康王となった。

③李學勤は、「周の王子であり、南宮适のような南宮氏ではないだろう」という。南宮の施設として役割はおそらく學宮、つまり辟雍をさすのであろう。その長官を南宮と稱した。

以上、南宮は官職名であり學宮の長であらう。南宮毛を指すかもしれない。時代は合う。

「王多士」を、①王龍正・姜濤・袁俊傑は、「士」とは冠禮を終えた貴族成年男子である。「多士」の語は『尚書』『詩經』に習見し、「王多士」は周王屬下の武士を指し、貴族大學の學生である」という。③李學勤は、『尚書』多士の「多士」は殷の大夫・士を指し、この銘文の多士は卿・大夫・士など王朝の衆臣を包括し、『詩』雅頌の多士も同じ」という。⑦馮時は、「周王の子弟」であるとし、「柞伯は周公の後であって、周の王士つまり王族宗室の受爵者である。ただし『尚書』および『詩』雅頌の多士は、殷王の末裔で周に仕えた者である」という。さらに「金文の王士の身份は、後世の卿大夫士の士とは異なる」と述べる。⑭袁俊傑もこの説に賛同し、「王の宗族子弟の有爵者」とする。

「王多士」つまり周王の一族の者が、後文では「小子」と呼びかけられていることになる。「小子」は後文で論じる。

師魯父が「小臣」を引率した。

①王龍正・姜濤・袁俊傑は、「官職が師氏で、字は魯父。武官であり大學の教官を兼ねる」とする。④徐錫臺は、「西周の康王・昭王時期の人。官は師、字は魯父、周王朝の師職に任じられる。〈小臣傳簋〉228の師田父とおそらく父子関係にある、周公旦の子孫であらう」という。

「魯」字を③李學勤は、『説文』の「魯」とする。『説文』毘部びくに、「魯、獸の名、毘に从ふ、吾の聲、讀むこと寫の若し（司夜切）」とあり、『廣韻』では悉姐切、上聲馬韻心母となっている。しかし「魯」と「魯」とが同字である根拠はない。「毘に从ふ、酉の聲」とみて、「酉」音で讀んでおく。字義は未詳。なお「毘」の音は丑略切。

「小臣」を、①王龍正・姜濤・袁俊傑は、「大臣に對する語で、年輕的の臣」つまり「年輕的奴隸」であるとす。③李學勤は、『周禮』大司馬と射人、および『儀禮』大射の記載をまとめて、「王が大射を行なうと、司馬が射政を掌り、射人が之を補佐し、小臣と僕人が具體的な係員である」といい、また『周禮』で小臣は大僕に屬しているので、小臣と僕との關連が分かる。銘文の小臣は、小臣と僕人を含んでいる」とする。

⑭木村は、〈柞伯簋〉と〈靜簋〉（集成4973西周早期）の銘文の検討から「大官重職と異族出自の奴隸的戰士の間にある者」を指し、〈晉侯蘇鐘〉（新收870-885厲王三二年）から、「大臣即ち大官重職を除く、下級貴族を含む小官」を指すことがわかったとして、この兩者をまと

めて「大官重職と異族出自の奴隸的戦士の間に、下級貴族を含む小官を指す官の汎稱」とする。

⑦馮時は、小臣を王臣と釋し、「銘文は周王の子弟で爵位を得た者と、王臣の二隊が較射したことを述べる」とする。⑭袁俊傑もこれを妥當とし、「奴隸説や係員説は當らない、ともに競射の一員である」とする。王族である王多士と對になるのであるから、小臣は非王族の臣僚であらう。金文に「小臣某」と名のり、王から下賜を受けている例が多い。王に近侍する貴族の子弟であらうか。「小子」とともに後文で再度論じる。

二隊がどのような順で射儀を競ったのかは分からない。

王徯(遲・遲) 赤金十反(鉞)、王曰、小子、小臣、敬、又(有) ㄨ(取・賢) 隻(獲)、則取、

王は懸賞として銅板十枚を陳列し、「小子・小臣よ」と呼びかけて、「謹んで射技に取り組み、勝者に與える」と宣言した。

「徯」字を①王龍正・姜濤・袁俊傑は、「イに从い、尸(夷)の聲」として、「遺」と讀み、「贈與・給予」と訓じた。③李學勤は、「遲」と隸定し、「待」と訓じた。⑤陳劍も「遲」と釋して、「矢・尸」と讀み、「陳【ツラス】」と訓じた。⑥劉雨、⑦馮時も「遲」と釋す。⑦周寶宏も「遲」字として「陳列する」と訓じ、⑭袁俊傑もこの説を採る。今これに従う。

赤金は銅をいう。錫をかなり含んだ「青銅」であるが、錫の量が少なければ純銅に近く赤く輝き、いわゆる赤銅色である。量が多くなるにつれ白くなり「白銅」と呼ばれる。

反は「鉞」、『爾雅』釋器に、「鉞金、謂之鉞」とある。「反(鉞)」は金文にもう一例、(九年衛鼎) (集成4016)に、「帛(白)金一反(鉞)」と見える。

一鉞の具體的な分量は不明であるが、二〇一三年に葉家山曾國墓地(西周早期) M28から出土した、圓板状と長方形の銅錠はそれぞれ、直徑 29.5cm、2865g、 \times 36.3 \times 14.1 \sim 14.6cm、2960gである。ただし表面の錆が激しい。

王は「小子」と呼びかけている。前文に「王多士」とあるので、同じ人々を指すはずである。

この銘文の「小子」を、①王龍正・姜濤・袁俊傑は、「多士に對して未成年者の稱謂である」といい、また「小子は王の多士とも稱しており、周王の警衛隊の成員であり、貴族大學の國子でもある」といい、「柞伯は周公の後裔なので、銘文中で周王がいう小子の列に入る。彼は胙國の太子なので、柞伯と稱しており、若くして都に遊學しているので、小子と稱することができる。我々は(柞伯簋)を康王の世と断じたので、柞伯は初代胙國君主の嫡長子であり、康王の堂弟【いとこ】にあたり、それ故に王が小子と呼ぶのは理に合う」という。前後で少し矛盾する説を並べている。③李學勤は、「當時、小子は自稱であれば謙稱であり、他稱であれば目上の者の口調であり、相手が幼少であ

ることを意味する譯ではない」という。

甲骨金文中に常見する「小子」の意味を、^⑳木村秀海は、

一、若い者。「余小子」は謙遜自稱。

二、集團名として分家した者。「宗小子」は周王室出自の貴族が周王に對する時の自稱。「小子某」は周王を本宗として分家した者。「某小子某」は前某を本宗として分家した者を表す稱號。

と整理している。^㉑嚴志斌は、六種に分け、

一、職官名

二、(自稱として) 謙稱、あるいは(他稱として) 長上が下位者に命じる口調

三、未成年者あるいは年若い人を指す

四、貴族の子弟あるいは太學の學生

五、爵稱

六、大宗に屬する小宗の長

とする。次いで、^㉒朱鳳瀚の説、

「小子」は大宗に屬する分族の長、つまり小宗の長である。

を受けて、青銅器銘文中での「小子」の出現形式を五類に分け、

一、小子

二、小子某

三、宗小子

四、某小子(某)

五、余小子・余唯小子・余雖小子・爾有唯小子

と擧げる。そして〈柞伯簋〉銘文に關して、^①王龍正・姜濤・袁俊傑の説を批判してまず、「警衛隊の成員とするのは確かではない」とし、さらに銘文において、成年である「多士」が、後文では「未成年」の「小子」と稱されているのは矛盾すると指摘する。ただし「胙國の太子が、康王の堂弟である故に「小子」と言える」との説は正しいとする。

^④袁俊傑は、^①王龍正・姜濤・袁俊傑の説を前後で矛盾するとして退け、^③李學勤の説、長上からの他稱であるを是とし、小子の身分については、今六、七種の意見があると述べた上で、^㉑嚴志斌と同様に、^㉒朱鳳瀚の「小宗の長」説を引く。そして「この『小子』は競射に參加したすべての宗小子を指す」とする。

^⑥張海波は、「小子」と「小臣」を再度論じている。そして特に〈簋〉(集成 3733 西周早期)に、「王令(命) 靜嗣(司) 射學宮、小子眾服眾小臣眾戶(夷) 僕學射」【王靜に命じて學宮に射するを司どらしめ、小子眾び服眾び小臣眾び夷僕射を學ぶ】とあるのと對比し、これと身份はほぼ同じであるとする。そして「小子」を學宮で射を學ぶ宗族の若者とし、「小臣」は小子とともに射を學宮で學ぶ王の近侍とする。ただしその論拠は示していないが、状況からみて妥當であろう。

今この説に従う。もともと「小子」は「太子」「太子、つまり嫡男、後繼者」に對する語であり、次男以下・庶子などを指し、また廣く同族の年少者をいうのである。「王多士」に含まれる。そして王族の年長者である南宮が引率した。一方で非王族の「小臣」を教官の一人である師曷父が引率した。

王は競射に参加する若い王族と近侍する臣下たちに呼びかけたのである。

「敬又^又隻則取」は解釋が分かれる。

まず①王龍正・姜濤・袁俊傑は、「敬又（友）、又隻則取」と釋し、④徐錫臺と⑦劉雨は、「^又」字を「又」と釋し「佑」と讀み、③李學勤は「夫」と釋し「決」と讀み、「扳指」【親指にはめる指さし】を準備することと説いた。⑤陳劍は、「^又」字が『郭店楚簡』（唐虞之道・簡6など）で、「^又」と釋し「賢」と讀む例と、『儀禮』郷射禮にも「賢獲」の語があることから、「敬有賢獲則取」【敬^つしみて獲るに賢^まるれば則ち取れ】と釋した。⑦葛英會もこれに贊同する。⑦馮時は、「又」と釋し、指で挟むこととする。

④袁俊傑は、「敬」と「^又（^又・擊）」を竝列させ、射禮の時の態度として、「敬」と「^又（牢固と訓じる）」とが基本であり、敬虔な心の態度と、弓矢をしっかりと握るという技能の二面を述べたとする。これを受けて⑤張良は「^又」と讀む。この銘文では「訓誡」の意であるとして、「小子・小臣、汝等敬慎、我有告誡」【小子小臣よ、汝ら慎め、言つて聞かせることがある】と口語譯する。しかし字形からの説明がなく、また「誡め」の内容が銘文にないことになる。この解釋は無理であろう。

④袁俊傑は「又」字の意味について言及していない。どうやら連詞（接續詞）と見ているようである。しかし③武振玉によれば、金文に「又」字を頻率副詞「また」に讀む例はなく【頁一一〇】、さらに連詞として

の用法は、「十又一月」や、「數（量）十又十名詞十數詞（十名詞）」の形、例えば〈召鼎〉（集成³⁸⁸⁸西周中期）の「^或（又）即召用田二、又臣一夫」【^或（又）召に用田二、又た臣一夫を即^あふ】などのみ【頁二〇六】である。すべて數に係わる表現であり、「敬又堅」のような單なる動詞・形容詞の竝列例はない。その意味での金文の用字は、〈召鼎〉に見るように「^或」である。

「^又」字は、「^又・賢」と釋するのが妥當であろう。また「賢獲」の語が『儀禮』郷射禮にあり、的中を「獲」と稱し、その數を籌【かずとの棒】で數え、勝者と敗者とのその差をいった。今、⑤陳劍の説をとり、「賢」と解釋し、「敬」字で斷句して、「小子・小臣よ敬^つしめ、獲^まに賢^まるれば則ち取れ」と訓じる。

柞白（伯）十筭（稱）弓、無濧（廢）矢、

柞伯は十たび矢を放ち、はずれが無かった。

柞白（伯）について、この「柞」は文献の「柞」國であろう。「伯」は爵稱である。周公の子が封ぜられた。『左伝』僖公二十四年に「凡・蔣・邢・茅・柞・祭、周公之胤也」とある。③李學勤はさらに『漢書』王莽傳の「成王廣封周公庶子六人皆有茅土」を引き、今の河南延津の北、柞城の東にあったとする。さらに『通志』都邑略の「南燕、柞に都す」とその原注に「柞」は「燕の并する所と爲る」とあるのを引き、「氏族略もほぼ同じ、何時滅ぼされたのかは記載がない」と記す。

なお「柞伯」を冠する出土青銅器に〈柞伯鼎〉(銘畧02888西周晚期)があり、そこにも「號仲命柞伯曰、在乃聖祖周公……」と記し、周公の末裔であることが分かる。従って本銘文の柞伯は爵號と見るべきである。なお⑰蘇浩はこの函叔を「烈祖」という名稱から、柞伯の傍系の出であり輝かしい功績を立てて柞伯を繼いだ者とし、國君始祖とはみなしていない。

この柞伯は何代目に當るのか。①王龍正・姜濤・袁俊傑は、「第一代胙國國君の嫡長子」とするが、③李學勤は、「胙國的始邦君」とする。⑨袁俊傑および⑭袁俊傑は、初代説を是とし、根據として、銘文の後文に「周公の寶尊彝を作る」とあることを挙げる。作者者が周公の子つまり始邦君であるからこそ、このように記したのであり、もし第二代以下であれば、「文考・烈祖・皇考」等と記して始祖の爲の寶器を作るはずである。前掲の〈柞伯鼎〉では「朕烈祖函叔」と記している。おそらく康王よりも年長であろうが、「小子」と呼ばれる中に含まれ、「王多士」の一人でもある。これらの語が周王一族を指すことの傍証ともなる。

「再」字を、①王龍正・姜濤・袁俊傑は「侷」と釋するが、人偏は見えない。「再」はここでは「稱」と讀み、意味は持ち上げることである。『尚書』牧誓に、「稱爾戈、比爾干、立爾矛、予其誓」【爾が戈を稱げ、爾が干を比べ、爾が矛を立てよ、予其れ誓はん】とあり、孔傳は「稱舉也」と説く。つまり十たび矢を放った。

『儀禮』には、射禮の法としては、四矢を放つことを三回繰り返し、

計十二矢を放つことになっており、それを「三番射」と稱する。この十矢とは合わない。

金文で「灋」字を「廢」に讀む例は多い。〈作册般龜〉(新收153・近出96、商晚期)にも、「亡灋(廢)矢」とある。また「夙夕勿灋(廢)朕命」という句が〈恆簋蓋〉(集成4199・4200)その他、十數例あり、『詩經』大雅・韓奕にも、「纘戎祖考、無廢朕命」【戎が祖考を纘ぎ、朕命を廢する無れ】と見える。「廢」は「そむく・はずす・すてる」意である。従って「廢矢」は的を外れた矢のこと。柞伯は十本の矢すべてを命中させたのである。そして懸賞を我がものとした。

王則界柞白(伯)赤金十反(斂)、𠄎(延・誕)易(錫)祝見(獻)、
「𠄎」字を①王龍正・姜濤・袁俊傑は、「誕」とし「信」と訓じ、銘文中では「申」と讀み、「重ねて・また」の意味であるとする。ただし、「延」と隸定し、「および」と讀めば同じことである。

「祝見(獻)」は、祝からの獻上物である。先に諸説を紹介する。
まず①王龍正・姜濤・袁俊傑は、二字それぞれ樂器とする。「祝」は「祝」【木製の樂器。『廣韻』昌六切、祝に同じ】であり、また「控」【木の小さいもの】にも作り樂器である。「見」は音が「櫛」、「問」は「束」【管】と通じるので、「管」あるいは「棘」(小鼓)と釋すことができ、ともに樂器であるという。③李學勤は、「祝虎」と釋し、つまり「祝故」

【それぞれ演奏の始めと終わりに鳴らす楽器】であり、王はさらに楽器を興えたとする。しかし楽器を下賜に追加する必然性が見いだせない。また「祝」字は禾偏であって木偏ではない。

「祝」字は、音義不明であるので、「兄」の音で讀むことにする。

⑭袁俊桀は「祝」を田獵地の名とする。殷墟甲骨文字に見え、陳焯湛「甲骨文各期田獵地名表」〔甲骨文田獵地名研究〕廣西教育出版社一九九五年）に擧がる。「祝」は、『屯南』2739、『甲骨文合集』37409・37416・37541《前》2・32・3、『卜辭通纂』663に同じ）などに見える。

例えば、『甲骨文合集』37495には、「戊午卜貞、王田于祝、往來亡災、玆御、隻玆二」とあり、また37541には、「□□卜才演「貞王」田衣「逐」亡災。戊午卜「才」祝貞「王」田衣「逐」亡災」とある。典籍にこの地名が見えず、現在の地名に比定できないが、郭沫若『卜辭通纂』は、同版の地名を繋聯させて、これらの地は均しく「衣（殷城）に隣接し、河南沁陽附近にあった」とする。また陳夢家『殷虛卜辭綜述』（第八章・第二說・三衣）は、祝など十三の田獵地が衣すなわち沁陽附近の、太行山・沁水と黄河の間、東西一五〇キロ、南北五〇キロ、の範囲にあったとする。



『卜辭通纂』663

そして「見」についての自身の解釋を二つ擧げて、後人に委ねるとする。

第一の説は、「見」は「監」と同義とし、田獵地である祝の監督官とする。『説文』見部などに、「見、視也」とあり、『爾雅』釋詁に、「監、視也」とあるので、「見」に監察の意があると知れる。さらに、〈應侯見工鐘〉（集成107・108西周中期）に「王歸自成周、雁（應）侯見工、遣王于周」とある。この「見工」を官職と見る説があり、⑮裘錫圭は「祝工」とする。『史記』周本紀などに、「三監」を設けて殷の遺民を見張らせたことを記し、また諸書に「監を置く」との記述がある。〈應監甗〉（集成333西周早期）の「應監」、〈仲幾父簋〉（集成3354西周晚期）の「中（仲）幾父事（使）幾事（使）于者（諸）侯・者（諸）監」〔仲幾父 幾をして諸侯・諸監に使いせ使む〕とある。「應監」は中央から派遣された應國の監であり、監視督察の制度があったとする。

しかし、官職は賜與するものではなく命ずるものなので、この解釋は無理である。

第二の説は「獻」の假借で、「進・貢」と訓じる。田獵地の祝を、狩の獲物を獻上するようにと賜與されたとする。

殷墟卜辭には「貢納」を「見」とする例がある。例えば『甲骨文合集』1027に「缶不其來見」【缶其れ來り獻せざらんか】とあり、『前』7・32・4に「罕見百牛、汎用自上示」【罕獻すること百牛、汎用て上示自りす】とある。また〈乙卯尊〉（今〈子黃尊〉）という。集成6000、殷末あるいは西周早期）に「子見才大室」【子獻ず、大室に在り】とある。これらは⑯王愼行は「獻」と釋している。ついで「田土采地」を下賜する例は

金文に十余例あるとして、「誕賜祝獻」の句を、「周王はさらに柞伯に祝の地を山珍野味を貢納する田獵地として賜與した」【周王又賜予柞伯祝地用作向周王貢納山珍野味の田獵地】と説明する。「祝を賜ひて獻ぜしむ」と兼語式文に讀んでいるようである。

『甲骨文字詁林』0635「見」の條につく姚孝遂の按語(頁六〇八)に、卜辭「見」の用法を、「一、覲 二、眚 三、獻」とまとめ、「獻」の用例として前掲の《前》7・32・4の他に、さらに二例、

邑人其見方良、不其見方執、一月【邑人其れ方俘を獻ぜんか、其れ方執を獻ぜざらんか、一月】『南南』一・五九

見新束 【新束を獻ず】『契』一二六
を示し、「見と獻は古音が同じ」と書き加える。

本銘文の「見」を「獻」と讀むのは妥當であろう。ただしここでは、動詞ではなく名詞に解釋すべきである。祝の地から王に進獻された狩の獲物を指している。おそらく毛皮の類であろう。動物の名と數が示されていないのは、種類がまざり數も多かったからか、あるいは銘文全體の字數の關係から省略されたのであろう。たまたま射禮の時にそれが王のもとにあった。射技の褒賞の追加として相應しいと言える。

今私は、銅餅十枚とともに祝の地からの獻上物の毛皮を下賜したと解釋する。

柞伯(伯)用作(作)周公寶尊彝、

金文に習見の語。柞伯は周公の子孫であり、前文で論じたように柞

國の初代國君である。

訓讀

惟八月、辰は庚申に在り、王大射して周に在り、王命じて、南宮に王の多士を率ゐしめ、師魯父に小臣を率ゐしむ、王赤金十鈔を遡す、王曰く、小子・小臣よ敬しめ、獲るに賢る有れば則ち取れと、柞伯十たび弓を稱げ廢矢無し、王則ち柞伯に赤金十鈔を昇へ、誕ねて祝の獻を錫ふ、柞伯用て周公の寶尊彝を作る、

現代語譯

八月庚申の日の朝、周王が鎬京で大射禮を舉行した。王は南宮に「小子」を率いさせ、また師魯父に「小臣」を率いさせた。王は赤銅板十枚を竝べて、「小子・小臣よ、謹しんで取り掛かれ。的中の數に勝る者に取らせる」と言った。柞伯は十たび矢を射て外れなだったので、王は柞伯に赤銅板十枚を與え、さらに祝の地からの獻上物を賜わった。柞伯はそこで、周公を祭る寶の銅簋を作った。

參考

續いて同墓出土の〈晏鼎〉について論じる。なぜ「柞伯」の禮器が應國の晏の墓に收まることになったのかは不明である。銘文内容に關聯は見られない。

器名 晏鼎(无鼎)

時代 西周早期後段（銘續）。康王～穆王期

收藏 河南省文物考古研究所

著録

④吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成續編』（上海古籍出版社、二〇一六年）一九五

考釋

①河南省文物考古研究所・平頂山市文物管理局『平頂山應國墓地Ⅰ』（大象出版社、二〇一二年七月）第二章・第三節、二四二號墓—无墓（M二四二）【①應國墓】と略す】

②黃錦前「晏鼎銘文試釋」『中國國家博物館館刊』二〇一五年、第三期）頁五四～五九（復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站）
<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/1924>（二〇一二年九月八日發表の同名論文を一部修正して再掲）

③黃益飛「平頂山應國墓地出土“无”鼎銘文研究」『考古』二〇一五年第四期）

④袁俊桀・王龍生「論无鼎與喪服禮」『考古』二〇一五年第六期）

⑤林宏佳「讀《商周青銅器銘文暨圖像集成續編》札記」（第二十八屆中國文字學國際學術研討會）發表論文、二〇一七年）參・銘辭東釋、一・195〈晏鼎〉銘文試探

http://www.fyu.url.tw/cp/28th/28th_P287.pdf

參考文獻

⑥陳劍「釋“琮”及相關諸字」『甲骨金文考釋論集』綫裝書局、二〇〇七、頁二七三～三二六【⑥陳劍釋琮と略す】
⑦陳劍「甲骨金文舊釋“𠄎”之字及相關諸字新釋」（出土文獻與古文字研究、第二輯、二〇〇八年）【⑦陳劍釋𠄎と略す】

器制

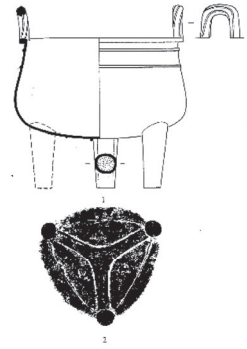
口縁は外に巻きこまれ、一對の捻じれた線紋の立耳がつく。縁の下に二本の凸弦紋が巡る。下腹は外に垂れひろがり、底部はやや圓みをおびている。三本の脚は上が太く下が細い。底部は楕三角形を呈し、中央から三本の脚に向かって強度を増すための筋が伸びる。

通高22.8cm、口徑20.3cm、重量3150g。

銘文は内壁に縦五列、二四字。



①應國墓



(1) 應國墓

銘文

晏拜頤（稽）首、皇兄考（孝）于公室（寵）、卒（厥）事、弟不叟（敢）不彛（擇・釋）衣（依）、夙（夙）夜用旨（詣）糗公、

晏拜頤（稽）首、

器主の名「晏」を、當初「无」と釋したが、②黃錦前は「晏」に改めた。それに従う。

皇兄考（孝）于公室（寵）、

皇兄は輝かしき兄の意で、尊稱。晏の兄は父應、公の寵愛にこたえて孝養をつくした。

「室」を、⑥陳劍釋琮は「琮」の象形初文とし、「寵」の假借とする。金文に以下の例があり、その義は「休」に近いという。

(1) 〈孟卣〉（集成 5399、西周早期）

兮公室孟鬯・束・貝十朋、孟對揚公休、用作父丁寶障彝、【兮公孟に鬯・束・貝十朋を宣す、孟公の休に對揚し、用て父丁の寶障彝を作る】

(2) 〈作册大鼎〉（集成 2758・2759・2760・2761、西周早期）

公賞作册大白馬、大揚皇天尹大保室、用作（作）且（祖）丁寶障彝、【公作册大に白馬を賞し、大いに皇天尹大保の室を揚げ、用て祖丁の寶障彝を作る】

(3) 〈作册矢令簋〉（集成 4300・4301、西周早期）

令敢揚皇王室、……令敢辰（張）室、用作丁公寶障（簋）、【令敢て皇王の室を揚げ、…令敢て室を張り、用て丁公の寶簋を作る】

(4) 〈作册令方尊〉（集成 6016、西周早期）

作册令敢揚明公尹厥室、用作父丁寶障彝、【作册令敢て明公尹の厥の室を揚げ、用て父丁の寶障彝を作る】

(5) 〈亢鼎〉（新收 1439、西周早期）

亢對亞室、用作父己、【亢亞の室に對へ、用て父己を作る】

(6) 〈再簋〉（新收 1606、西周中期）

再對揚王丕顯休室、用作文考釐公障彝、【再王の丕顯なる休室に對揚し、用て文考釐公の障彝を作る】

(7) 〈楷侯簋蓋〉（集成 4139、西周中期）

楷侯作姜氏寶罍彝、方使姜氏作寶段（簋）、用永皇方身、用作文母楷妊寶段（簋）、方其日受室、【楷侯姜氏の寶罍彝を作り、方は姜氏に寶簋を作ら使め、用て皇方の身を永くし、用て文母楷妊の寶簋を作り、方其れ日びに室を受けん】

本銘文では、「揚々室」の「揚」に代わって孝養をつくすとある。應

公の嫡子として寵愛をうけ、またよくそれに應えた。特に葬儀を立派に執り行った事をいうのであろうか。

卒(厥)事、弟不弑(敢)不葬(擇・釋)衣(依)、

應公の庶子である晏が、亡くなった應公に對して、兄と同様に孝養をつくすことを誓う。

「厥事」は、「皇兄孝」を指し、「葬衣」の目的語である。

「敢」は、「敢」の異体字。『説文』卷四下はこの小篆の字形「敢」を代表字とし、籀文として「𠄎」を、古文として「𠄎」を載せる。

「釋」は字形からは「擇」であり、次々と取り出すことを意味する。「釋」(次々と繰り出す)に解釋してもほぼ同じ意味である。「衣」を衣服の意にはとれないので、「依」と解釋する。兄の行爲に従うこと。

夙(夙)夜用旨(詣)鬻公、

金文に、「乍鬻彝」の用例が多数ある。例えば、〈小克鼎〉(集成 2796)に、「克其日用鬻」とあり、また〈雁公鼎〉(集成 2253)に、「用夙夕鬻旨」とある。

供物をそなえて祭ることを表すようである。⑦陳劍釋鬻は、「月・肉・手・鼎」から成るこの字を、「陳饌以祭」つまり「お供えを並べて祭る」祭祀の義であり、「肆」の初文とする。

祭る意の「肆」は、『周禮』地官・大司徒に、「祀五帝、奉牛牲、羞

其肆、享先王亦如之」【五帝を祀るに、牛牲を奉り、其の肆を羞す、先王に享すること亦た之の如し】と見える。これに鄭玄は、「進所肆解骨體」【骨體を肆解する所を進む】と注し、陸德明『釋文』は、「肆、解肆也」、賈公彦の疏は、「羞進也、肆解也。謂於俎上進所解牲體於神坐前」【羞は進む也、肆は解く也。俎上に於て牲體を解く所を神坐の前に進むるを謂ふ】という。切り整えた犠牲の肉を捧げ祭ることである。

「旨」字を當初「占」と釋したが、②黃錦前が「旨」に改めた。「旨」は金文では「旨酒」など、名詞を修飾する語として見える。後に續く「鬻」が動詞であるので、「美也、善也」の意味には取れない。ここでは「詣」と解釋する。

『説文』卷三上に、「詣、候至也」とあり、段玉裁は、「節候所至也、……凡謹畏精微深造以道而至曰詣」【節候に至る所也、……凡そ謹しみ畏れ精微に深く造り以て道して至るを詣と曰ふ】と注する。また徐鍇『説文解字繫傳』は、「候而詣之也」【候ひて之に詣る也】という。「候至」とは、時節ごとに至ることではなく、様子をさぐりつつ深い所にまで至ることである。言葉をかけることから、後に言編がついたのであろう。〈盞駒尊〉(集成 601)西周中期)にも、「王乎(呼)師康召(詔)盞、王親旨(詣)盞、駒易(賜)兩」【王師康を呼び盞に詔し、王親ら盞に詣り、駒を兩を賜はる】の例がある。ここでは高位の王が自ら臣下の許へと出向いている。貴人の許に赴き伺候する意は後世の引伸義であろう。

訓讀

晏拜稽首す、皇兄 公の寵に孝たり、厥の事、弟敢て擇び(釋ぎ)

依らざるにあらず、夙夜用て詣り公に齎せん、

現代語譯

晏は額づかん。輝かしき兄君、父君の寵愛に孝養をつくす。その事、弟たる我も敢て習い行わざるをえず。朝晩これを用いて父君の許に参り食饌を奉らん。

(立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員)